

令和7年度水域の生活環境動植物登録基準設定検討会（第1回）

議事要旨

1. 日 時 令和7年4月22日（火）13：30～：17：30

2. 場 所 WEB会議システムにより開催

3. 出席委員

座 長	山本 裕史	
委 員	今泉 圭隆	五箇 公一
	坂本 正樹	菅谷 芳雄
	須戸 幹	富田 恭範
	永井 孝志	矢吹 芳教
	山岸 隆博	與語 靖洋
	横山 淳史	

（敬称略、五十音順）

4. 議 事

（1）検討会の運営及び座長の選出

（2）水域の生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準として環境大臣が定める基準値（案）について

（3）その他

5. 議事概要

（1）検討会の運営及び座長の選出

令和7年度水域の生活環境動植物登録基準設定検討会開催要領に基づき、委員の互選により、座長として山本委員が選出された。また、座長代理として菅谷委員が指名された。

（2）水域の生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準として環境大臣が定める基準値（案）について

再評価の対象農薬であるプレチラクロール、イソプロチオラン、チアジニル、プロスルホカルブ及びプロパモカルブ塩酸塩について基準値の改正等に関する検討、再評価の対象農薬であるアセタミプリド及びグリホサートについて基準値の改正等に用いる公表文献に関する検討が行われた。

プレチラクロールについては、申請者から提出されたイボウキクサを用いたコウキクサ類生長阻害試験に関し、乾燥重量を用いた評価等について科学的信頼性を議論した。藻類生長阻害試験において、初期生物量が一定でない場合には評価項目として生長速度を追記すること、可能な範囲で供試生物の系統情報を確認すること等について委員より指摘があった。

また、本剤に対する継続的なモニタリングの実施やこれまでのリスク管理措置の効果の検証について委員より意見がなされた。検討の結果、事務局が提示した案を一部修正の上、中央環境審議会水環境・土壌農薬部会農薬小委員会（以下、農薬小委員会。）に諮ることが了承された。

イソプロチオランについては、申請者から提出されたドブユスリカを用いたユスリカ幼虫急性遊泳阻害試験結果に関して、対照区で認められた遊泳阻害等について委員より指摘があり、事務

局が提示した案を一部修正の上、農薬小委員会に諮ることが了承された。

チアジニルについては、申請者から提出された各毒性試験結果を確認し、事務局が提示した案のとおり、農薬小委員会に諮ることが了承された。

プロスルホカルブについては、申請者から提出のあったコイを用いた魚類急性毒性試験に関して、最高濃度区を除いて LC_{50} 値を算出すること、また、ニジマスを用いた魚類急性毒性試験に関し、各試験区の試験溶液濃度を測定せず、設定濃度で LC_{50} 値を算出すること、環境省が文献等から収集した毒性データ（フナガタケイソウ及びアナベナ属を用いた藻類生長阻害試験）に関し、試験の妥当性基準に関して不明な項目がある点等について科学的信頼性を議論した。検討の結果、事務局が提示した案を一部修正の上、農薬小委員会に諮ることが了承された。

プロパモカルブ塩酸塩については、申請者から提出のあったムレミカヅキモを用いた藻類生長阻害試験に関し、被験物質の試験濃度設定について科学的信頼性を議論した。検討の結果、事務局が提示した案を一部修正の上、農薬小委員会に諮ることが了承された。

アセタミプリドについては、ユスリカ幼虫急性遊泳阻害試験に係る公表文献に関し、被験物質の初期濃度（実測濃度）が設定濃度よりも低い点等について科学的信頼性を改めて議論した。検討の結果、令和6年度第2回水域の生活環境動植物登録基準設定検討会において検討した基準値案を変更する必要はないとされ、農薬小委員会に諮ることが了承された。

グリホサートについては、フナガタケイソウ及びアナベナ属を用いた藻類生長阻害試験に係る公表文献に関し、ばく露開始1日目の生物量が測定されていない点について科学的信頼性を改めて議論した。検討の結果、令和6年度第4回水域の生活環境動植物登録基準設定検討会において検討した基準値案を変更する必要はないとされ、農薬小委員会に諮ることが了承された。

（3）その他

評価に使用するデータの取り扱いについて議論され、公表文献の取り扱いに関する基本的な考え方を明確化することにより、評価の一貫性及び透明性を確保することを目的に事務局がまとめた文書案について、農薬小委員会に諮ることが了承された。